

重点課題

第1節 子育て支援施策の一層の充実

1 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施

地域の実情に応じた幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実

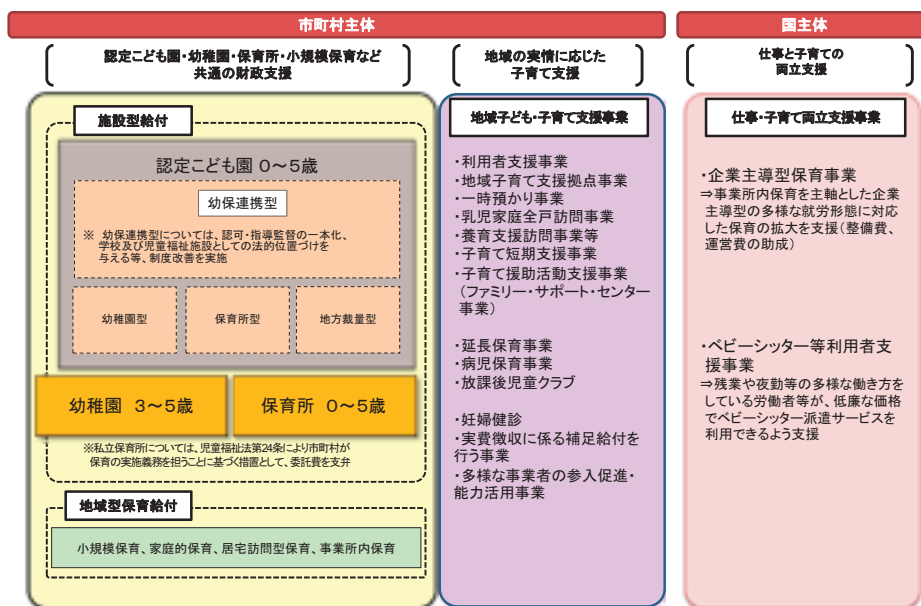
「子ども・子育て支援法」(平成24年法律第65号)等に基づく「子ども・子育て支援新制度」(以下「新制度」という。)が2015(平成27)年4月に本格施行された。新制度では、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的な認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとしている。

(第2-1-1図)

具体的には、〈1〉認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設、〈2〉認定こども園制度の改善、〈3〉地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図ることとしている。実施主体は基礎自治体である市町村であり、地域の実情等に応じて幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に必要な給付・事業を計画的に実施していくこととしている。

2015年11月に、「待機児童解消加速化プラン」に基づく2017(平成29)年度末までの

第2-1-1図 子ども・子育て支援新制度の概要(2016年4月)



資料：内閣府資料

保育の受け皿整備目標を40万人分から50万人分に上積みしたことを受け、2016（平成28）年通常国会（第190回国会）において、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（企業主導型保育事業）等を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の子ども・子育て支援法の改正を行い、同年4月から開始したこの「企業主導型保育事業」により、更なる保育の受け皿整備を進めている。

地域のニーズに対応した多様な子育て支援の充実

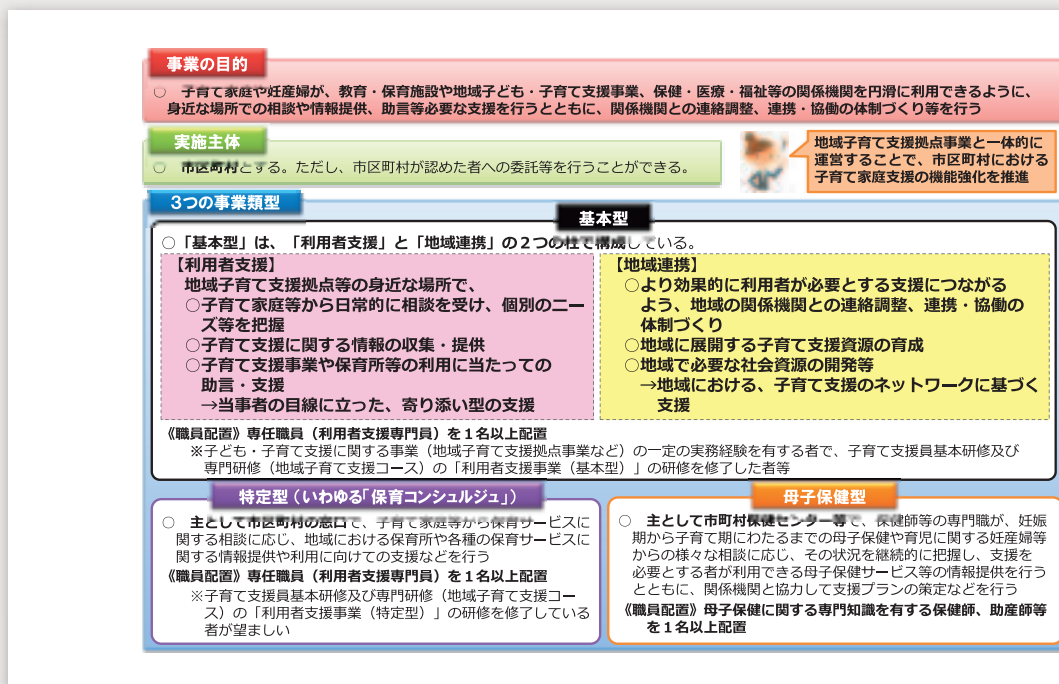
・利用者支援

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等の必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う「利用者支援事業」を「子ども・子育て支援新制

度」施行にあわせて創設した。

同事業は子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業等の利用に当たっての情報集約・提供、相談、利用支援・援助を行う「利用者支援」及び子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て支援資源の育成、地域課題の発見・共有、地域に必要な社会資源の開発等を行う「地域連携」の主に2つの機能があり、その両方を実施する「基本型」と、主に「利用者支援」のみを実施し、保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援を行う「特定型」、保健師等の専門職が全ての妊産婦等を対象に「利用者支援」と「地域連携」をととも実施する「母子保健型」の3つの類型を設け、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して支援を図っている。2016（平成28）年度においては、基本型471か所、特定型341か所、母子保健型633か所（国庫補助対象分）で実施されている。（第2-1-2図）

第2-1-2図 利用者支援事業



資料：厚生労働省資料

・地域子育て支援拠点

子育て家庭等の負担感・不安感を軽減するため、子育て親子が気軽に集い、交流することができる場の提供や、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習を行う「地域子育て支援拠点事業」を行っている。(2016年度実施か所数：7,063か所(国庫補助対象分))

・一時預かり、幼稚園の預かり保育

就労形態の多様化に対応する一時的な保育や、専業主婦家庭等の緊急時における保育等の一時預かりに対する需要に対応するため、「一時預かり事業」を実施している。(2016年度一般型の実施か所数：9,042か所)

また、幼稚園の通常の教育時間(標準4時間)の前後や長期休業期間中などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、希望する人を対象に行われる「預かり保育」を実施する幼稚園に対して支援を行っている。近年の女性の社会進出の拡大、都市化、核家族化などを背景として、多様化する保護者のニーズに伴い、「預かり保育」への要望が増加していることを受け、2008(平成20)年3月には「幼稚園教育要領」を改訂し、教育活動として適切な活動となるようその充実を図った¹。さらに、幼稚園における待機児童の受入れ等を促進するため、2016年度～2017(平成29)年度において、長時間及び長期休業中の預かり等に係る補助の充実を図ってきたところだが、2018(平成30)年度予算においては、「子育て安心プラン」に基づき、幼稚園において保育を必要とする2歳児を定期的に預かる仕組みを創設するなど、更なる対策を講じている。

・ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦などを会員として、送迎や放課後の預かりなどの相互援助活動を行う

「ファミリー・サポート・センター」の設置促進を行っている。(2016年度実施か所数：833か所)

また、2009(平成21)年度からは、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業(病児・緊急対応強化事業)を行っている。(2016年度実施か所数：145か所)

なお、2016年度末現在、「ファミリー・サポート・センター事業」における会員数は、援助を受けたい会員が55万人、援助を行いたい会員が13万人である。

多様な保育サービスの提供

多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、夜間保育、病児保育等についても、引き続き推進を図っている。「子ども・子育て支援新制度」(以下「新制度」という。)の施行に伴い、延長保育、病児保育については、「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられた。また、家庭的保育及び事業所内保育については、新たに市町村の認可事業(地域型保育事業)として地域型保育給付の対象となるとともに、夜間保育については、施設型給付により対応している。

・延長保育

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、11時間の開所時間を超えて保育を実施する事業であり、当該事業を実施している民間保育所等に対して必要な補助を行っている。(2016(平成28)年度実施か所数：2万5,087か所(うち公立7,383か所、民間1万7,704か所))

・夜間保育

おおむね午後10時頃まで開所する夜間保育所に対して必要な補助を行っている。

(2017(平成29)年度実施か所数：81か所)

1 2016年6月現在、「預かり保育」を実施している幼稚園の割合は、約85%。

・病児保育

保護者が就労している場合等において、子供が病気の際や病気の回復期に、自宅での保育が困難な場合がある。こうした保育需要に対応するため、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応並びに病気の児童の自宅に訪問し一時的に保育する等により、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする「病児保育事業」を実施している。(2016年度実施か所数：2,572か所)

また、2016年度からは、事業主拠出金の引き上げによる財源により、〈1〉事業を開始する際のインシヤルコストを軽減すべく、従来の運営費に加え、新たに病児保育事業を実施するために必要となる施設整備等に係る費用の補助、〈2〉病児保育事業所において、看護師等を雇用し、保育所等において保育中に

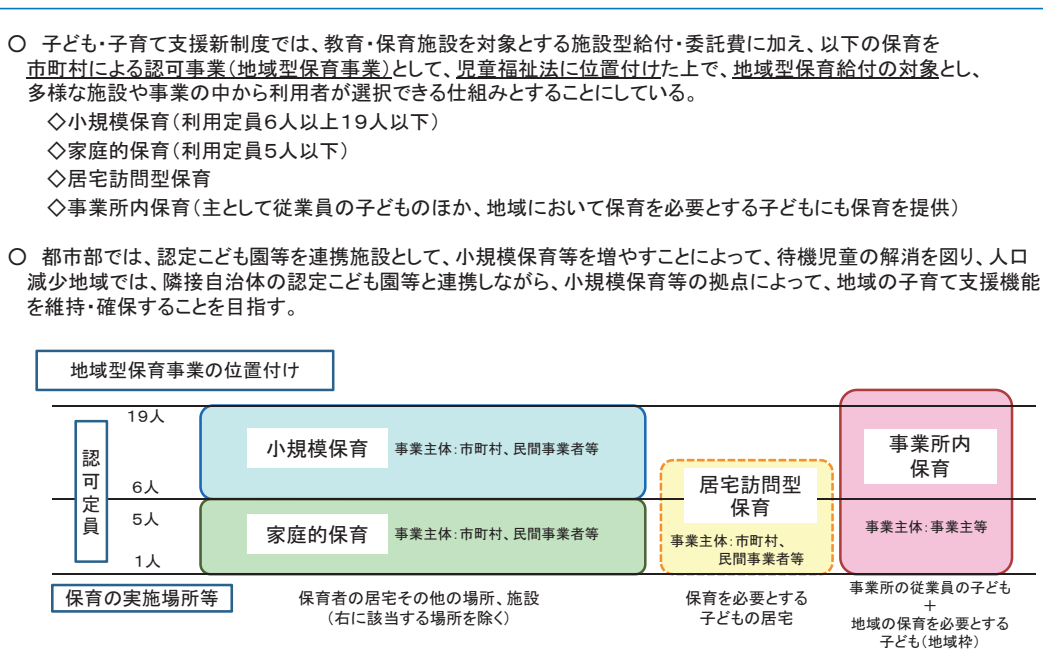
体調が悪くなった体調不良児を、専用施設等に送迎し、一時的に保育するための費用の補助を行っている。

なお、2018（平成30）年度には、事業の安定によりつながるよう、運営費の補助の仕組みを見直した。

・地域型保育事業

保育需要の増加に対応するため、新制度の施行にあわせて、6人以上19人以下の子供を保育する「小規模保育」、5人以下の子供を保育する「家庭的保育」、従業員の子供のほか地域の子供を保育する「事業所内保育」など4つの事業を「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）に位置付け、市町村の認可事業とした。(2016年4月1日現在：3,719件（うち「小規模保育事業」約2,429件、「家庭的保育事業」958件、「事業所内保育事業」323件、「居宅訪問型保育事業」：9件))（第2-1-3図）

第2-1-3図 地域型保育事業



資料：内閣府資料

・事業所内保育等

2015（平成27）年度に新設された「事業所内保育事業」は、市町村の認可事業（地域型保育事業）であり、地域型保育給付の対象となっているところである。（2016年4月1日現在：323件）

また、2016年度からは、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行うため、「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）の改正によって新設された「仕事・子育て両立支援事業」において「企業主導型保育事業」を実施し、企業が主導して設置する保育施設について、その整備・運営に係る費用の一部を助成している。同事業では、設

置場所を企業の敷地内に限定していないことから、例えば、中小企業等が共同で設置・利用するもの、自企業の事業所内ではなく、利用する従業員や地域の子供の利便性を考慮し、駅近接地に設置するものなど、従業員や各企業のニーズに沿った創意工夫の下、事業が展開されている。（2017年3月30日現在の助成件数：871施設、定員2万284人分）

仕事・子育て両立支援事業においては、上記に加え、2016年度から「企業主導型ベビーシッター利用者支援事業」として、多様な働き方をしている労働者等がベビーシッター派遣サービスを就労のために利用した場合に、その利用料金の一部を助成している。

2

待機児童の解消

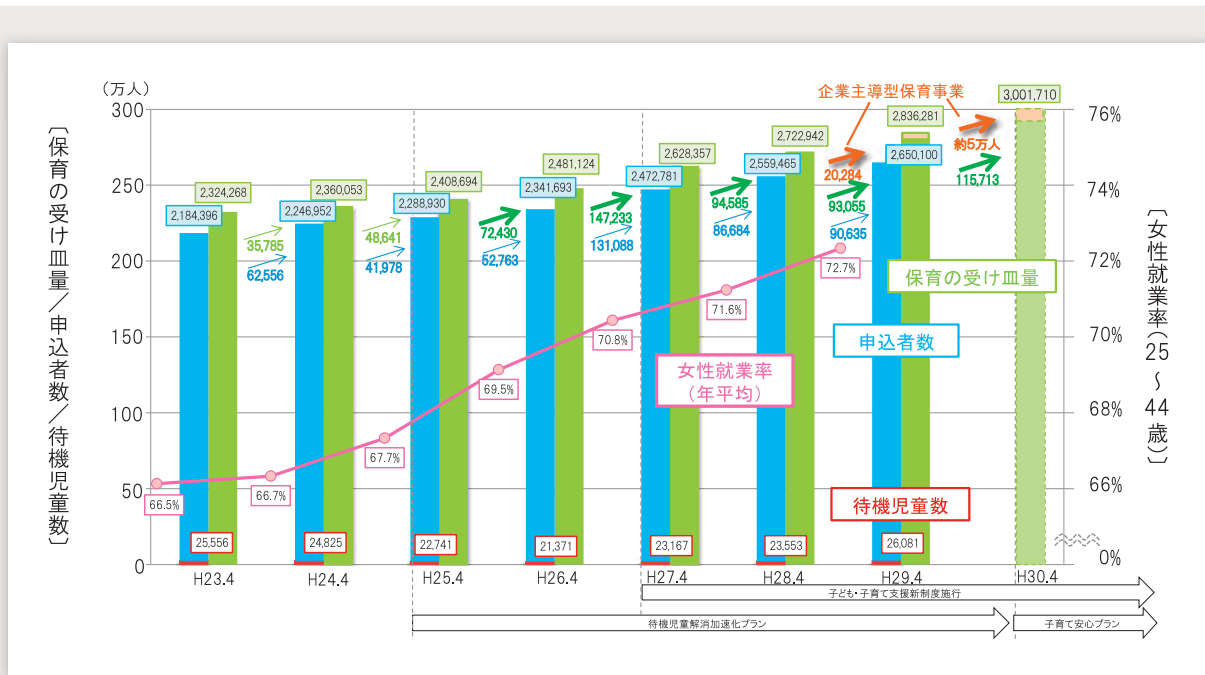
待機児童の現状

安倍内閣は、待機児童問題を最優先課題と位置付け、2013（平成25）年4月に「待機児童解消加速化プラン」を策定し、2013年度から2017（平成29）年度末までの5年間で新たに50万人分の保育の受け皿整備を行う目標を掲げており、2013年度から2016（平成28）年度末までの4年間で、企業主導型保育事業とあわせて、合計約42.8万人分の保育の

受け皿拡大を達成し、2017年度末までの5年間の合計では、「子育て安心プラン」の前倒し分6万人を含む約59.3万人分の保育の受け皿拡大を見込んでいる。

一方で、25歳から44歳の女性の就業率は年々上昇し、それに伴い保育の利用申込者数も年々増加している。このため、保育所等待機児童数については、2017年4月時点において2万6,081人（対前年比2,528人増）となっており、依然として2万人を超える水準で推移している。（第2-1-4図、第2-1-5表、第2-1-6表）

第2-1-4図 保育所等待機児童の現状



資料：厚生労働省資料

第2-1-5表 待機児童数が200人以上の地方公共団体

	都道府県	市区町村	平成29年4月 待機児童数
1	東京都	世田谷区	861人
2	岡山県	岡山市	849人
3	東京都	目黒区	617人
4	千葉県	市川市	576人
5	東京都	大田区	572人
6	兵庫県	明石市	547人
7	大分県	大分市	463人
8	沖縄県	沖縄市	440人
9	東京都	江戸川区	420人
10	東京都	府中市	383人
11	東京都	中野区	375人
12	東京都	足立区	374人
13	千葉県	習志野市	338人
14	沖縄県	うるま市	333人
15	大阪府	大阪市	325人
16	東京都	中央区	324人
17	兵庫県	西宮市	323人
18	東京都	江東区	322人
19	東京都	調布市	312人
20	東京都	三鷹市	270人
21	東京都	渋谷区	266人
22	鹿児島県	鹿児島市	252人
23	東京都	日野市	252人
24	沖縄県	浦添市	236人
25	宮城県	仙台市	232人
26	東京都	板橋区	231人
27	東京都	町田市	229人
28	福岡県	大野城市	227人
29	東京都	台東区	227人
30	香川県	高松市	224人
31	福島県	福島市	223人
32	東京都	品川区	219人
33	沖縄県	那覇市	200人

資料：厚生労働省資料

第2-1-6表 年齢区分別待機児童数

	29年待機児童		29年利用児童		2017年4月1日 就学前児童数	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
低年齢児 (0～2歳)	23,114人	(88.6%)	1,031,486人	(40.5%)	2,936,000人	
うち0歳児	4,402人	(16.9%)	146,972人	(5.8%)	1,002,000人	
うち1・2歳児	18,712人	(71.7%)	884,514人	(34.7%)	1,934,000人	
3歳以上児	2,967人	(11.4%)	1,515,183人	(59.5%)	3,073,000人	
全年齢児計	26,081人	(100.0%)	2,546,669人	(100.0%)	6,009,000人	

資料：厚生労働省資料

子育て安心プラン等

今後も25歳から44歳の女性の就業率が上昇し、その就業率と相関して保育の利用申込み率も伸びることが見込まれることから、2017（平成29）年6月に「子育て安心プラン」を公表し、2018（平成30）年度から2022（平成34）年度までの5年間で女性就業率80%に

も対応できる約32万人分の保育の受け皿を新たに整備することとしており、2017年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、これを前倒しし、2020（平成32）年度末までに整備することとしている。（第2-1-7図）

第2-1-7図 「子育て安心プラン」

